

習志野市立地適正化計画を策定・公表します

このたび習志野市立地適正化計画を策定・公表します(県内自治体12例目)ので、以下のとおりお知らせします。

1. 計画の内容

本市には、コンパクトな市域の中に、多くの市民が暮らし、鉄道駅を中心に各拠点が形成されているという強みがあり、これまでもこの強みを生かした、国のコンパクト・プラス・ネットワークの主旨と合致したまちづくりを進めてきました。本計画では、「居住誘導区域」と「都市機能誘導区域」、「誘導施設」を定め、その区域内に住居や各施設を緩やかに誘導することで、本市の強みを維持し、将来にわたり、安全で安心して便利に暮らすことができる、持続可能なまちづくりを今後も進めていくための計画となっています。

なお、計画が公表されると、都市再生特別措置法に基づき居住誘導区域外や都市機能誘導区域外における一定の規模の開発行為や建築等行為、都市機能誘導区域内での誘導施設の休止または廃止に関して、行為着手の30日前までに市長への届け出が必要となります。

2. 計画策定・公表日

令和5年9月29日(金) 午前9時

3. 公表方法

- ・市ホームページへの掲載
- ・都市計画課(市役所4階)での閲覧・配布
- ・情報公開コーナー(市役所^{グラウンドフロア}G F)での閲覧

問合せ先
都市環境部都市計画課
電話：047-453-9227